

令和2年度経済産業省中小企業庁委託「CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー」「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」「企業におけるCSR・人権担当者向け実践講座」（令和2年12月～令和3年2月期）における案内パンフレット等の封入・発送の入札（仕様書）

1 発注内容

令和2年度経済産業省中小企業庁委託「CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー」「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」「企業におけるCSR・人権担当者向け実践講座」（令和2年12～令和3年2月期）における案内パンフレット等封入・発送（開催は下記7会場）

- (1) えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー・宇都宮会場（令和2年12月23日開催）
- (2) 企業におけるCSR・人権担当者向け実践講座・東京会場 vol.2（令和3年1月15日開催）
- (3) えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー・甲府会場（令和3年1月22日開催）
- (4) 企業におけるCSR・人権担当者向け実践講座・大分会場（令和3年1月26日開催）
- (5) えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー・佐賀会場（令和3年2月2日開催）
- (6) 企業におけるCSR・人権担当者向け実践講座・大阪会場（令和3年2月9日開催）
- (7) CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー・広島会場（令和3年2月19日開催）

2 発注概要

- (1) 案内パンフレット等の封入作業
- (2) 案内パンフレット等の発送作業
- (3) 宛名の印字又は貼付作業
- (4) 封入物（チラシ2種類、リーフレット1種類、パンフレット1種類）の引取り

3 仕様等

- (1) 発送件数：全62,627件

(2) 封入物

- ア 送付状： A4/約4g
- イ 案内パンフレット： A4/約4g
- ウ チラシ（A）： A4/約5g ※DVD広報用チラシ
- エ チラシ（B）： A4/約5g ※パンフレット広報用チラシ
- オ リーフレット： A3二つ折り/約13g
- カ パンフレット： A4/32ページ/約106g

※ 発送用封筒（角2）は、当センターから支給する。

(3) DM発送先・封入物内訳

DM発送先及び封入物内訳については、別添を参照。なお、発送先データについては、当センター及び当センターが指定する業者から支給する。

(4) 封入物の支給及び引取り

ア 上記「3仕様等（2）封入物」のうち、「ア 送付状」「イ 案内パンフレット」の2種類は、当センターが指定する業者から支給する。

イ 上記「3仕様等（2）封入物」のうち、「ウ チラシ（A）」「エ チラシ（B）」「オ リーフレット」「カ パンフレット」の4種類は、当センターが指定する東京近郊の倉庫から封入物の引取りを行うこと。

4 提出書類

(1) 入札書

※ 当センター指定の様式（別紙）により全必要事項を記入し、法人印及び代表者印を押印の上「令和2年度経済産業省中小企業庁委託「CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー」「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」「企業におけるCSR・人権担当者向け実践講座」（令和2年12月～令和3年2月期）における案内パンフレット等の封入・発送の入札」と表書きし封緘すること。

※ 代表者以外の者が入札する場合は、代理人の氏名を記載の上押印すること。また、改札前に委任状を提出すること。

- (2) 各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札資格（全省庁統一資格）を称する書面の写し

5 提出期限及び開札

- (1) 提出期限： 令和2年10月8日（木）午前10：55
 - (2) 開札： 令和2年10月8日（木）午前11：00
- ※ 開札は、当センター内の応接室において実施する。

6 その他

- (1) 応募に当たって提出された提出書類は返却しない。
- (2) 本入札参加に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 本件を実施するに当たって知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと受注者の間で協議し、決定する。
- (5) 納入された封入物等は、発送時期まで受注者が保管すること。
※ 保管に関する経費は支払わない。
- (6) 発送後は、発送した証拠となる書面（伝票、送り状等 ※写しでも可）を提出すること。
- (7) 各会場の発送業務完遂後1週間以内に発送完了報告書を、1か月以内に請求書を発行すること。
- (8) 封入物の残部は、各会場発送業務完遂後、速やかに当センターに返送すること。
※ 返送料は支払わない。
- (9) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。
- (10) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当センターが本件に係るセミナー等の開催中止を決定したときは、本件業務の一部または全部の委託を解除し、反対給付は行わない。この中止判断があったときは、別添「仕様書（別添）」に記載の発送完了日の14日前までに受注者に伝えるものとする。

7 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 総務部長 山本 由理子
- (2) 監督職員： 事務局長 上杉 憲章

8 問い合わせ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第3係 鈴木まゆみ
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 芝大門ビル4階
TEL：03-5777-1802（代表） / FAX：03-5777-1803
Eメール suzuki@jinken.or.jp
ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>
人権ライブラリー <http://www.jinken-library.jp>
YouTube 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>
ツイッター @Jinken_Center